

2023年11月実施

農業経理士[®] 称号認定試験

— 第4回 —

税 務

注意事項

トイレなど途中退出後の再入室は認めません。試験開始の合図の前までに済ませてください

- 試験監督員の指示があるまで、この問題冊子は開かないようにしてください。
- 試験中、下記の使用が認められたもの以外は、すべてカバン等にしまい、机の中又は、足元等指定された場所に置いてください。試験中、使用が認められるものは、次のとおりです。
 - 筆記具（BまたはHBの黒鉛筆/シャープペンシル）・消しゴム・定規・ラインマーカー
 - 電卓（基準に適合したものに限り。又は算盤）・時計（通信機能を有するものを除く）
- スマートフォン等通信機器を使用することは認めません（時計の代わり又は電卓として使用も不可）。電源を切り、カバン等にしまってください。
- 試験監督員の指示に従わない場合、また、周囲に迷惑をかける等、適切な試験の実施に支障を来す行為を行った場合には、不正受験とみなすことがあります。
- 上掲4の場合を含み、不正受験と認められた場合には、直ちに退室を命ずることがあります。
- 試験時間は、1時間30分（90分）です。試験開始の合図により、試験を始めてください。
- この問題冊子には、問題20問まで掲載しており、1頁から28頁まで印刷しています。
試験監督員の指示に従い、頁を調べ、印刷不鮮明や落丁等があれば、挙手をして申し出てください。
- 解答は、別途配布した解答用紙（マークシート）に記入（該当番号の塗りつぶし）してください。
- 問題の内容に関する質問には、一切応じません。
- 退室可能時間は、試験開始後30分後から試験終了10分前です。
※退出を希望する場合は、必ず挙手をして、試験監督員が解答用紙を確認し回収するまでは、席を立たないでください。一旦退出後の再入室は、認めません。
- 試験終了の合図とともに、直ちに、筆記具を置き、解答用紙を裏返してください。
- 試験監督員が解答用紙を回収し、受験番号や氏名等の記載内容を確認した後、退室可能を指示するまでは、席を立たないでください。
- この問題冊子及び計算用紙は、持ち帰ることができます。解答用紙は、持ち帰れません。

主催 一般財団法人 日本ビジネス技能検定協会

監修 特定非営利活動法人 日本プロ農業総合支援機構

※“農業経理士[®]”は、一般財団法人 日本ビジネス技能検定協会の登録商標です

問題 1 次の勘定科目は、損益計算書の区分のうちいずれに分類されるか、正しい組み合わせを下記の選択肢から選びなさい。(本問の解答番号は(1)とする。)

- (1) 価格補填収入…(A)
- (2) 一般助成収入…(B)
- (3) 生物売却収入…(C)
- (4) 生物売却原価…(D)
- (5) 飼料補填収入…(E) から控除

[1の選択肢]

- 1. A：営業外収益 B：営業収益 C：営業収益 D：売上原価 E：売上原価
- 2. A：営業外収益 B：営業外収益 C：営業外収益 D：製造原価
E：製造原価（材料費）
- 3. A：営業収益 B：営業外収益 C：営業収益 D：売上原価
E：製造原価（材料費）
- 4. A：営業収益 B：営業外収益 C：営業収益 D：売上原価 E：売上原価
- 5. A：営業収益 B：営業収益 C：営業収益 D：製造原価 E：売上原価

- 問題 3** 畜産業を営む白色申告者である個人甲につき、次の資産の譲渡による令和5年分の各種所得の金額を計算し、その組み合わせとして正しいものを下記の選択肢から選びなさい。
(本問の解答番号は(4)とする。)

資産名	取得年月日	譲渡年月日	総収入金額	取得費	譲渡費用
土地	平成16年 8月1日	令和5年 7月1日	20,000,000円	8,500,000円	660,000円
機械	令和2年 7月1日	令和5年 10月1日	2,500,000円	600,000円	50,000円
生物	令和3年 2月1日	令和5年 10月1日	1,000,000円	400,000円	20,000円

- (注1) 土地は甲が畜産業で使用している放牧地の一部であり、甲はこれを同業者である知人に対して譲渡している。
- (注2) 機械は甲が畜産業で使用している農業用機械であり、甲はこれを同業者である知人に対して譲渡している。
- (注3) 生物は甲が畜産業で飼育している母豚であり、業者に卸売したものである。なお、取得費の金額はこの豚の譲渡直前の帳簿価額であり、甲の豚の譲渡は営利を目的として継続的に行われている。

[4の選択肢]

1. 事業所得 580,000円 総合短期譲渡所得 1,350,000円
 分離長期譲渡所得 10,840,000円
2. 事業所得 80,000円 総合短期譲渡所得 1,930,000円
 分離長期譲渡所得 10,840,000円
3. 事業所得 0円 総合短期譲渡所得 1,930,000円
 分離長期譲渡所得 10,340,000円
4. 事業所得 580,000円 総合短期譲渡所得 1,850,000円
 分離長期譲渡所得 10,840,000円
5. 事業所得 0円 総合短期譲渡所得 2,430,000円
 分離長期譲渡所得 10,340,000円

問題 4

次の資料に基づいて、白色申告者である個人の令和5年（以下、「本年」という。）分の事業所得の金額を計算しなさい。（本問の解答番号は(5)とする。）

1. 収入に関する資料	
① 本年分の販売高（販売価格）	9,500,000円
② 雑収入	180,000円
2. 本年中の農産物収穫高（収穫価額）	7,500,000円
3. 棚卸に関する資料	
① 年初農産物在庫高（収穫価額）	1,320,000円
② 年末農産物在庫高（収穫価額）	840,000円
4. 経費に関する資料	
① 本年中の生産経費	4,560,000円
② 本年中の販売経費	183,000円
5. 本年中の家事消費高	100,000円

〔5の選択肢〕

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1. 4,377,000 | 2. 4,457,000 | 3. 4,557,000 |
| 4. 5,597,000 | 5. 9,217,000 | |

問題 5 次の資料により、農業を営む白色申告者である個人の令和5年（以下、「本年」という。）分の所得税額を計算しなさい。（本問の解答番号は**（6）**とする。）

1. 本年中の農業所得の収入金額 124,535,000円
 このうち31,320,000円は、免税対象飼育牛（肉専用種58頭、1頭当たり540,000円）の売却による収入金額、76,000,000円は免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額である。
2. 本年中の農業所得の必要経費 85,656,000円
 このうち22,642,000円は1.の免税対象飼育牛に係るもの、55,600,000円は免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛に係るものである。
3. 所得控除額 1,751,000円

〔参考〕

「課税総所得金額」に対する所得税の税額表〔求める税額 = A × B - C〕

A 課税総所得金額		B 税率	C 控除額
1,000円から	1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から	3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から	6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から	8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から	17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から	39,999,000円まで	40%	2,796,000円
	40,000,000円以上	45%	4,796,000円

〔6の選択肢〕

1. 1,215,500 2. 1,647,900 3. 3,800,000
 4. 5,015,500 5. 11,885,200

問題 6

農業経営収入保険に係る会計処理等について、前々年の必要経費、前年の必要経費、本年に収入計上、翌年に収入計上する金額として最も適切な組み合わせのものを選びなさい。なお、保険方式の保険とする。(本問の解答番号は(7)とする。)

前々年：前々年に対応する保険料（掛捨て）25,000円を支払った。

前年：前年に対応する保険料（掛捨て）25,000円を支払った。

本年：減収となり、保険金の見積額は800,000円となった。

翌年：保険金の支払いとして、800,000円が実際に支払われた。

〔7の選択肢〕

- | | |
|--------------------|----------|
| 1. 前々年の必要経費に計上する金額 | 0円 |
| 前年の必要経費に計上する金額 | 0円 |
| 本年に収入計上する金額 | 400,000円 |
| 翌年に収入計上する金額 | 400,000円 |
| 2. 前々年の必要経費に計上する金額 | 25,000円 |
| 前年の必要経費に計上する金額 | 25,000円 |
| 本年に収入計上する金額 | 0円 |
| 翌年に収入計上する金額 | 800,000円 |
| 3. 前々年の必要経費に計上する金額 | 25,000円 |
| 前年の必要経費に計上する金額 | 25,000円 |
| 本年に収入計上する金額 | 800,000円 |
| 翌年に収入計上する金額 | 0円 |
| 4. 前々年の必要経費に計上する金額 | 0円 |
| 前年の必要経費に計上する金額 | 0円 |
| 本年に収入計上する金額 | 800,000円 |
| 翌年に収入計上する金額 | 0円 |
| 5. 前々年の必要経費に計上する金額 | 0円 |
| 前年の必要経費に計上する金額 | 0円 |
| 本年に収入計上する金額 | 0円 |
| 翌年に収入計上する金額 | 800,000円 |

問題 7 法人事業税の税率（資本金1億円以下の法人）について、次の空欄に当てはまる数値を選びなさい。（本問の解答番号は**(8)**とする。）

区分	所得金額	税率 (2019年10月以後開始事業年度)
普通法人、公益法人等、 人格のない社団等	年400万円以下	3.5%
	年400万円超 (A) 万円以下	(B)%
	年 (A) 万円超	7.0%
特別法人(注)	年400万円以下	3.5%
	年400万円超	(C)%

(注) 協同組合等（法人税法別表第3と同一）及び医療法人をいう。

[8の選択肢]

1. A : 600 B : 4.9 C : 5.3
2. A : 700 B : 4.9 C : 7.0
3. A : 800 B : 4.9 C : 4.9
4. A : 800 B : 5.3 C : 4.9
5. A : 800 B : 5.3 C : 5.3

問題 8 次の資料に基づき、当社の当期（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度）の減価償却費を計算しなさい。（本問の解答番号は(9)とする。）

- (1) 当期の8月1日に国から国庫補助金10,000,000円の交付を受け当期の収益に計上した。
- (2) 当期の8月10日に交付の目的に適合した建物を30,000,000円で取得し、同日より事業の用に供している。
- (3) 当期の3月31日に国庫補助金の全額の返還不要が確定し、剰余金処分経理により建物圧縮積立金10,000,000円を計上している。
- (4) 損金経理により減価償却費を計上している。
- (5) 建物の耐用年数は38年、償却率は0.027である。

〔9の選択肢〕

1. 減価償却費180,000円
2. 減価償却費360,000円
3. 減価償却費0円
4. 減価償却費540,000円
5. 減価償却費810,000円

問題 9

次の資料に基づき、従事分量配当制を採用している農事組合法人（法人税法上の協同組合等に該当する。）の当期（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度）における、従事分量配当の損金算入額を計算しなさい。（本問の解答番号は(10)とする。）

(1) 期中において、従事分量配当金の仮払金として次の仕訳を行っている。

（仮払配当金） 8,000,000円 （現金預金） 8,000,000円

(2) 当期に係る総会において、従事分量配当金として支給することが決議され、配当総額の10分の1の金額を利益準備金として積み立てている。

（繰越利益剰余金） 22,000,000円 （利益準備金） 2,000,000円

（仮払配当金） 8,000,000円

（未払配当金） 12,000,000円

〔10の選択肢〕

1. 8,000,000円

2. 12,000,000円

3. 20,000,000円

4. 2,000,000円

5. 22,000,000円

問題10 次の資料に基づき、当社の当期（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度）における、交際費等の損金不算入額を計算しなさい。（本問の解答番号は(11)とする。）

(1) 当期において損金経理により接待交際費勘定に計上したものの内訳は次のとおりである。

- | | |
|---|------------|
| ① 得意先を料亭で接待した費用
(接待飲食費に該当する。) | 200,000円 |
| ② 当社の役員と当社の使用人が会食した際に要した費用
(一人当たりの支出額は3,000円である。) | 90,000円 |
| ③ 従業員の運動会のために要した費用 | 50,000円 |
| ④ その他、税法上の交際費等に該当するもの
(接待飲食費に該当する金額600,000円が含まれている。) | 9,150,000円 |

(2) 期末資本金額は50,000,000円であり、株主はすべて個人である。

[11の選択肢]

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1. 8,640,000円 | 2. 1,150,000円 | 3. 1,440,000円 |
| 4. 1,350,000円 | 5. 9,040,000円 | |

問題11 次の資料に基づき、当社の当期（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度）における、受取配当等の益金不算入額及び法人税額から控除される所得税額を計算しなさい。（本問の解答番号は(12)とする。）

(1) 当期において収受した配当等の額は次のとおりであり、いずれも当社は源泉徴収税額控除後の差引手取額を当期の収益に計上している。

区分	銘柄	配当等の計算期間	配当等の額	源泉徴収税額
配当金	A株式	令和4年6月1日 ～令和5年5月31日	400,000円	81,680円
配当金	B株式	令和4年10月1日 ～令和5年9月30日	360,000円	55,134円
配当金	C株式	令和4年7月1日 ～令和5年6月30日	500,000円	102,100円
利子	銀行預金	－	200,000円	30,630円

(注1) A株式は数年前に取得した内国法人の発行する株式であり、発行済株式の35%を保有している。

(注2) B株式は数年前に取得した内国法人の発行する株式であり、非支配目的株式等に該当する。

(注3) C株式は数年前に取得した内国法人の発行する株式であり、完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等である。

(2) 受取配当等の額から控除すべき負債利子の額は16,000円である。

[12の選択肢]

1. 受取配当等の益金不算入額706,000円、法人税額から控除される所得税額30,630円
2. 受取配当等の益金不算入額706,000円、法人税額から控除される所得税額255,250円
3. 受取配当等の益金不算入額1,260,000円、法人税額から控除される所得税額269,544円
4. 受取配当等の益金不算入額722,000円、法人税額から控除される所得税額238,914円
5. 受取配当等の益金不算入額706,000円、法人税額から控除される所得税額269,544円

問題12 次の〈設例〉に基づき、それぞれの文章中の空欄に当てはまるものとして正しい組み合わせを選択肢から選びなさい。なお、各受贈者は、令和5年分の贈与税につき、特に記載がない限り、相続時精算課税の適用を受けないものとする。また、受贈者の年齢は、令和5年1月1日時点のものである。(本問の解答番号は(13)とする。)

〈設例1〉

A(27歳)は、令和5年2月20日に父より現金6,000,000円の贈与を受けた。この場合、Aの納付すべき令和5年分の贈与税額は、(ア)である。

〈設例2〉

B(19歳)は、令和5年3月18日に祖父より預金8,104,000円の贈与を受けた。この場合、Bの納付すべき令和5年分の贈与税額は、(イ)である。

〈設例3〉

C(17歳)は、令和5年8月16日に祖母より土地10,000,000円の贈与を受けた。この場合、Cの納付すべき令和5年分の贈与税額は、(ウ)である。

〈設例4〉

D(36歳)は、令和5年11月7日に父より農業用財産32,500,000円の贈与を受けた。なお、Dは、この贈与につき、初めて相続時精算課税の適用を受けることとしている。この場合、Dの納付すべき令和5年分の贈与税額は、(エ)である。

【贈与税の速算表(平成27年1月1日以後の場合)】

基礎控除後の 課税価格	一般税率		特例税率	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円

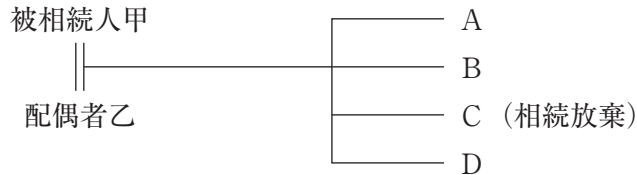
[13の選択肢]

- | | | | |
|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 1. ア：680,000円 | イ：1,551,600円 | ウ：2,310,000円 | エ：1,500,000円 |
| 2. ア：680,000円 | イ：1,201,200円 | ウ：1,770,000円 | エ：2,500,000円 |
| 3. ア：820,000円 | イ：1,551,600円 | ウ：1,770,000円 | エ：6,500,000円 |
| 4. ア：680,000円 | イ：1,201,200円 | ウ：2,310,000円 | エ：1,500,000円 |
| 5. ア：820,000円 | イ：1,551,600円 | ウ：2,310,000円 | エ：2,500,000円 |

問題13 次の〈設例〉の【家族構成】に基づき、それぞれの場合の被相続人甲の相続に係る相続税の基礎控除額として正しい組み合わせを選択肢から選びなさい。(本問の解答番号は(14)とする。)

〈設例1〉

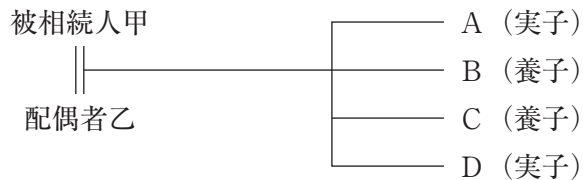
【家族構成】



この場合の、相続税の基礎控除額は、(ア)である。

〈設例2〉

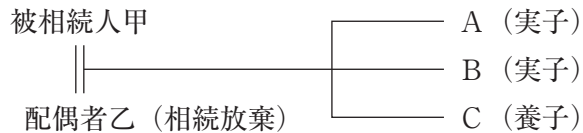
【家族構成】



この場合の、相続税の基礎控除額は、(イ)である。

〈設例3〉

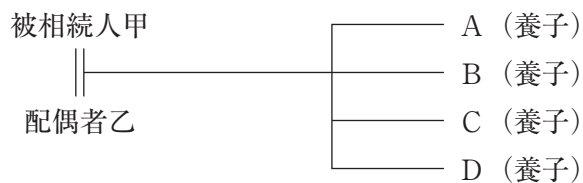
【家族構成】



この場合の、相続税の基礎控除額は、(ウ)である。

〈設例4〉

【家族構成】



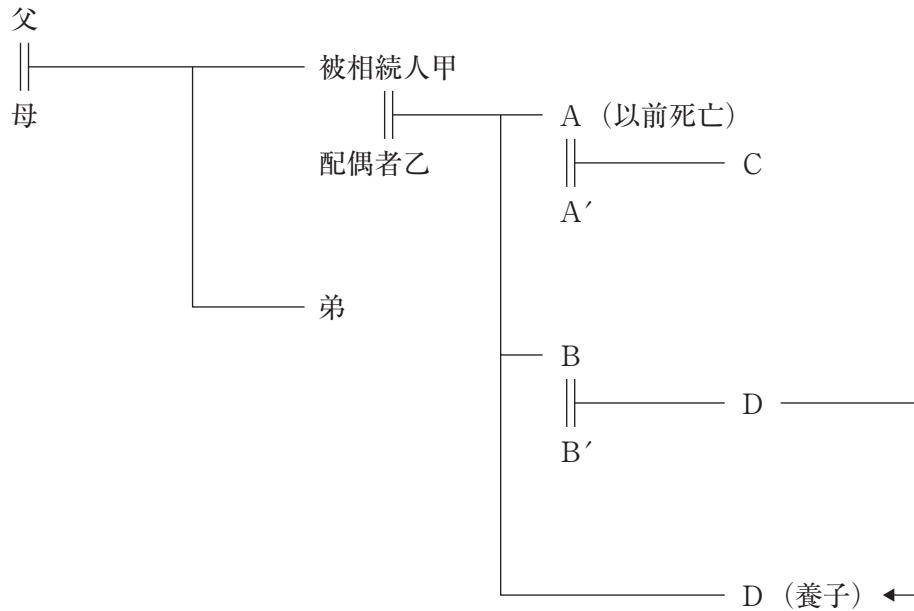
この場合の、相続税の基礎控除額は、(エ)である。

〔14の選択肢〕

- | | | | |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 1. ア：6,000万円 | イ：6,000万円 | ウ：4,800万円 | エ：6,000万円 |
| 2. ア：5,400万円 | イ：6,000万円 | ウ：5,400万円 | エ：4,200万円 |
| 3. ア：6,000万円 | イ：5,400万円 | ウ：5,400万円 | エ：4,800万円 |
| 4. ア：5,400万円 | イ：6,000万円 | ウ：4,800万円 | エ：6,000万円 |
| 5. ア：5,400万円 | イ：5,400万円 | ウ：4,800万円 | エ：4,800万円 |

問題14

次の親族図表に基づき、被相続人甲（令和5年9月3日死亡）から相続又は遺贈により財産を取得した者のうち、相続税額の2割加算の対象者となるものとして正しい組み合わせを選択肢から選びなさい。なお、親族図表に記載されている者で生存している者は、被相続人甲から相続又は遺贈により財産を取得しているものとする。（本問の解答番号は(15)とする。）



※ D（被相続人甲の孫）は、平成29年に被相続人甲及び配偶者乙との間で普通養子縁組による養子となっている。

〔15の選択肢〕

1. 弟、A'、B'、D
2. 弟、A'、B'、C、D
3. 父、母、弟、A'、B'、D
4. 父、母、弟、A'、B'、C、D
5. 配偶者乙、父、母、弟、A'、B、B'、C、D

問題15 次に掲げる農畜産物のうち、軽減税率の対象となるものとして適当な組み合わせを選び、記号で答えなさい。(本問の解答番号は(16)とする。)

[16の選択肢]

1. A : 酒米 B : 野菜 C : 果樹の種子 D : 家畜の枝肉
2. A : 果物 B : 苗木 C : 家畜の内臓 D : エディブルフラワー
3. A : 生乳 B : 果物 C : 家畜の原皮 D : 家畜の生体
4. A : 野菜 B : 生乳 C : 主食用米 D : エディブルフラワー
5. A : 苗木 B : 酒米 C : 飼料用米 D : 栽培用の野菜の種子

問題16 次の文章の空欄に入る語句として適当な組み合わせを選び、記号で答えなさい。(本問の解答番号は(17)とする。)

委託販売の(A)は軽減税率制度の導入後は、(B)について、(C)を控除した残額を(A)における(D)とすることが認められなくなり、(E)が強制されることとなります。その結果、課税事業者が増えることになり、(F)の適用においても不利となります。

[17の選択肢]

1. A : 受託者 B : 軽減税率対象の農産物 (消費税率8%)
C : 委託販売手数料 (消費税率10%) D : 課税仕入れ E : 純額処理
F : 簡易課税制度
2. A : 委託者 B : 軽減税率対象の農産物 (消費税率10%)
C : 委託販売手数料 (消費税率8%) D : 課税売上げ E : 総額処理
F : 一般課税
3. A : 受託者 B : 軽減税率対象の農産物 (消費税率8%)
C : 委託販売手数料 (消費税率10%) D : 課税売上げ E : 総額処理
F : 一般課税
4. A : 委託者 B : 軽減税率対象の農産物 (消費税率8%)
C : 委託販売手数料 (消費税率10%) D : 課税売上げ E : 純額処理
F : 簡易課税制度
5. A : 委託者 B : 軽減税率対象の農産物 (消費税率8%)
C : 委託販売手数料 (消費税率10%) D : 課税売上げ E : 総額処理
F : 簡易課税制度

問題17 次に掲げる資料は、農業を営む個人である居住者甲の令和5年（以下、「本年」という。）分の所得税に関する資料である。ついては、以下の各問に答えなさい。なお、特に指示があるものを除き、甲にとって有利な方法を選択するものとする。（本問の解答番号は(18)～(19)とする。）

〔資料1〕

甲は青色申告者であり、帳簿を備え付けて、正規の簿記の原則により記帳し、e-Taxにより確定申告をしている。

〔資料2〕

(1) 配当に関する資料

① A農事組合法人（協同組合等に該当する。）からの従事分量配当 150,000円

甲は、A農事組合法人の組合員である。

② B農業法人（非上場法人に該当する。）からの剰余金の配当 290,000円（この配当に係る源泉徴収税額は59,218円である。）

(2) 不動産の貸付に係る収入金額等の明細

総収入金額 3,548,000円

必要経費 2,008,500円

(3) 農業収入等の明細（上記(1)～(2)の金額は含まれていない。）

総収入金額 12,340,000円

必要経費 7,876,000円

(4) 雑所得の金額 900,000円

〔資料3〕

(1) 医療機関に支払った金額

① 甲の診察・治療にかかった医療費 260,200円

② 甲の母の診察・治療にかかった医療費 240,700円

(2) 支払社会保険料 662,000円

(3) 甲と生計を一にし、同居を常況とする親族の状況（年齢は全て本年12月31日現在のものである。）

① 妻 45才 所得なし。

② 長男 23才 大学生 給与所得の金額400,000円がある。

③ 母 80才 所得なし。

〔資料4〕

「課税総所得金額」に対する所得税の税額表〔求める税額 = A × B - C〕

A 課税総所得金額		B 税率	C 控除額
1,950,000円以下		5%	0円
1,950,000円超	3,300,000円以下	10%	97,500円
3,300,000円超	6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,000円超	9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超	18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,000円超	40,000,000円以下	40%	2,796,000円
40,000,000円超		45%	4,796,000円

〔計算過程〕

I 配当所得	<input type="text"/>		
不動産所得	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>
事業所得	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>
雑所得	900,000		
II 総所得金額	<input type="text"/>	+ 900,000	
	= <input type="text"/>		
III 医療費控除	<input type="text"/>	- (注) <input type="text"/>	= <input type="text"/>
	(注) <input type="text"/>	∴	<input type="text"/>
社会保険料控除	662,000		
配偶者控除	<input type="text"/>	∴	<input type="text"/>
配偶者特別控除	<input type="text"/>		
扶養控除	<input type="text"/>		
	<input type="text"/>	∴	<input type="text"/>
基礎控除	<input type="text"/>		
所得控除合計	<input type="text"/>		

IV 課税総所得金額	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>
V 算出税額	課総	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>	
配当控除額	<input type="text"/>				
	<input type="text"/>	×	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>
復興特別所得税	<input type="text"/>	×	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>
源泉徴収税額	<input type="text"/>				
申告納税額	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>		

問1 所得控除額の合計額は (18) 円である。

[18の選択肢]

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1. 2,302,900 | 2. 2,682,900 | 3. 2,782,900 |
| 4. 2,882,900 | 5. 2,982,900 | |

問2 申告納税額は (19) 円である。

[19の選択肢]

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 246,200 | 2. 252,600 | 3. 282,300 |
| 4. 334,500 | 5. 398,500 | |

- 問題18** 次に掲げる資料は、農業を営む個人である居住者甲（78才）の令和5年（以下、「本年」という。）分の所得税に関する資料である。ついては、以下の各問に答えなさい。なお、特に指示があるものを除き、甲にとって有利な方法を選択するものとする。（本問の解答番号は(20)～(21)とする。）

〔資料1〕

- (1) 公的年金等の収入金額 3,600,000円
この公的年金等に係る源泉徴収税額は61,200円であり、公的年金等控除額は1,075,000円である。

- (2) 譲渡所得に関する資料

区 分	所有期間	収入金額	取得費	譲渡費用
土地（農地）	25年	18,300,000円	5,330,000円	699,000円
乗用型トラクター	4年	2,500,000円	2,700,000円	10,000円
書画	13年	1,720,000円	645,000円	5,000円

※ 土地（農地）は、農地保有の合理化等のために、農用地区域内の土地を譲渡したものである。

- (3) 配当に関する資料

農事組合法人（協同組合等に該当する。）からの従事分量配当 150,000円
甲は、農事組合法人の組合員である。

- (4) 農業収入等の明細（上記(1)～(3)の金額は含まれていない。）

総収入金額 8,150,000円
必要経費 4,794,000円

甲は青色申告者であり、帳簿を備え付けて、正規の簿記の原則により記帳し、e-Taxにより確定申告をしている。

〔資料2〕

- (1) 医療機関に支払った金額

自己の診察・治療にかかった医療費の合計額 240,000円

- (2) 支払社会保険料 210,000円

- (3) 生命保険料控除額 50,000円

- (4) 特定寄附金の額 60,000円

- (5) 甲と生計を一にし、同居を常況とする親族の状況（年齢は全て本年12月31日現在のものである。）

- ① 妻 72才 雑所得の金額 50,000円
② 長男 50才 給与所得の金額6,500,000円
③ 長男の妻 48才 事業所得の金額2,000,000円

〔資料3〕

(1) 配偶者特別控除の控除額

配偶者の合計所得金額	居住者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
480,000円超 950,000円以下	380,000円	260,000円	130,000円
950,000円超 1,000,000円以下	360,000円	240,000円	120,000円
1,000,000円超 1,050,000円以下	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,000円超 1,100,000円以下	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,000円超 1,150,000円以下	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,000円超 1,200,000円以下	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,000円超 1,250,000円以下	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,000円超 1,300,000円以下	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,000円超 1,330,000円以下	30,000円	20,000円	10,000円

(2) 「課税総所得金額」に対する所得税の税額表〔求める税額 = A × B - C〕

A 課税総所得金額	B 税率	C 控除額
1,950,000円以下	5%	0円
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,000円超 40,000,000円以下	40%	2,796,000円
40,000,000円超	45%	4,796,000円

〔計算過程〕

I	配当所得	<input type="text"/>		
	事業所得	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>
	総合譲渡所得	<input type="text"/>		
	分離長期譲渡所得	<input type="text"/>		
	雑所得	<input type="text"/>		
II	総所得金額	<input type="text"/>		
		=	<input type="text"/>	
	長期譲渡所得の金額	<input type="text"/>		
	課税標準の合計額	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>
III	医療費控除	240,000 -	<input type="text"/> (注)	= <input type="text"/>
		(注)	<input type="text"/>	∴ <input type="text"/>
	社会保険料控除	210,000		
	生命保険料控除	50,000		
	寄附金控除	<input type="text"/> (注)	-	<input type="text"/> = <input type="text"/>
		(注)	<input type="text"/>	∴ <input type="text"/>
	配偶者控除	<input type="text"/>		∴ <input type="text"/>
	配偶者特別控除	<input type="text"/>		
	扶養控除	<input type="text"/>		
	基礎控除	<input type="text"/>		
	所得控除合計	<input type="text"/>		
IV	課税総所得金額	<input type="text"/>	-	<input type="text"/> = <input type="text"/>
	課税長期譲渡所得金額	<input type="text"/>		

V 算出税額	課総	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>
	課長	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>
	合計	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>
復興特別所得税		<input type="text"/>	×	<input type="text"/>
			=	<input type="text"/>
源泉徴収税額		<input type="text"/>		
申告納税額		<input type="text"/>	=	<input type="text"/>

問1 所得控除額の合計額は (20) 円である。

[20の選択肢]

- | | | |
|--------------|--------------|------------|
| 1. 696,000 | 2. 938,000 | 3. 940,000 |
| 4. 1,038,000 | 5. 1,318,000 | |

問2 申告納税額は (21) 円である。

[21の選択肢]

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1. 497,100 | 2. 1,076,500 | 3. 1,100,400 |
| 4. 1,161,600 | 5. 2,300,400 | |

問題19 当期（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度）における、内国法人である甲株式会社（以下「甲社」という。）について、次の各問に答えなさい。（本問の解答番号は(22)～(23)とする。）

なお、各問を解答するに当たっては次の事項を前提として解答すること。

- (1) 甲社は農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画の認定を受けた農地所有適格法人である。
- (2) 税法上適用される方法が2以上ある事項については、当期の法人税額が最も少なくなる方法によるものとする。
- (3) 甲社は設立第1期から当期まで引き続き青色申告書を提出しており、かつ、必要な申告の記載及び証明書類の添付等の手続きは、すべて適法に行うものとする。
- (4) 問題に与えられた事項以外の事項については考慮する必要はない。

一．当期純利益に関する事項

当期純利益 48,068,000円

二．所得の金額に関する事項

1．租税公課に関する事項

(1) 納税充当金から支出した事業税等の額	1,000,000円
(2) 損金経理をした法人税及び地方法人税（中間納付）	8,000,000円
(3) 損金経理をした道府県民税及び市町村民税（中間納付）	1,000,000円
(4) 損金経理をした事業税（中間納付）	620,000円
(5) 損金経理をした納税充当金	9,080,000円
(6) 損金経理をした附帯税等	43,000円

2．寄附金に関する事項

(1) 当期において支出した金額は次のとおりであり、甲社は寄附金勘定に計上している。

① 指定寄附金等	300,000円
② 特定公益増進法人等に対する寄附金	2,000,000円
③ その他の寄附金	500,000円

(2) 寄附金の損金不算入額の計算上使用する、損金算入限度額は次のとおりである。

① 特別損金算入限度額	2,145,343円
② 一般寄附金の損金算入限度額	438,068円

3．肉用牛免税に関する事項

当期において、家畜取引法に規定する家畜市場において、甲社が飼育した肉用牛を売却している。この売却に伴い、肉用牛売却所得の特別控除額が2,000,000円であると計算されている。

4．役員給与に関する事項

役員に対する給与のうち、損金の額として認められない金額が500,000円ある。

三．甲社の当期末における資本金等の額は36,000,000円（資本金の額は30,000,000円、資本準備金の額は6,000,000円である。）であり、株主はすべて個人である。

〔別 表 四〕

(単位：円)

当期利益又は当期欠損の額		
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合計・差引計・総計		
所得金額又は欠損金額		

問1 寄附金の損金不算入額は (22) 円である。

〔22の選択肢〕

1. 1,617,160 2. 0 3. 61,932
4. 1,917,160 5. 24,432

問2 甲社の所得金額又は欠損金額は (23) 円である。

〔23の選択肢〕

1. 48,086,000 2. 0 3. 62,358,408
4. 63,752,932 5. 63,666,568

問題20 当期（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度）における、内国法人である乙株式会社（以下「乙社」という。）について、次の各問に答えなさい。（本問の解答番号は(24)～(25)とする。）

なお、各問を解答するに当たっては次の事項を前提として解答すること。

- (1) 乙社は農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画の認定を受けた農地所有適格法人である。
- (2) 税法上適用される方法が2以上ある事項については、当期の法人税額が最も少なくなる方法によるものとする。
- (3) 乙社は設立第1期から当期まで引き続き青色申告書を提出しており、かつ、必要な申告の記載及び証明書類の添付等の手続きは、すべて適法に行うものとする。
- (4) 問題に与えられた事項以外の事項については考慮する必要はない。

一．当期純利益に関する事項

当期純利益 31,630,200円

二．所得の金額に関する事項

1．租税公課等に関する事項

- | | |
|--|------------|
| (1) 納税充当金から支出した事業税等の額 | 270,000円 |
| (2) 損金経理をした法人税及び地方法人税（中間納付）
（うち、法人税は3,600,000円である。） | 3,970,800円 |
| (3) 損金経理をした道府県民税及び市町村民税（中間納付） | 514,800円 |
| (4) 損金経理をした事業税（中間納付） | 252,000円 |
| (5) 損金経理をした納税充当金 | 4,500,000円 |
| (6) 法人税額から控除される所得税額 | 30,630円 |

2．農業経営基盤強化準備金に関する事項

乙社は当期において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に規定する交付金等を6,000,000円受け、当期の収益に計上している。

乙社は、同額を農業経営基盤強化準備金として費用に計上している。

三．乙社の当期末における資本金等の額は48,000,000円（資本金の額は46,000,000円、資本準備金の額は2,000,000円である。）であり、株主はすべて個人である。

四．法人税額の計算（別表一）に関する事項

乙社は当期において、租税特別措置法第42条の6《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》第1項に規定する特定機械装置等を取得し、700,000円の特別控除を選択するものとする。なお、減価償却費の計算は適正に行われている。

〔別 表 四〕

(単位：円)

当期利益又は当期欠損の額		
加 算		
	小 計	
減 算		
	小 計	
仮 計		
合計・差引計・総計		
所得金額又は欠損金額		

〔別 表 一〕

(単位：円)

区 分		税 率	金 額	計 算 過 程
所得金額又は欠損金額				
法人 税額 の 計 算				
	法 人 税 額			

問1 乙社の所得金額又は欠損金額は（ 24 ）円である。

〔24の選択肢〕

1. 31,660,830 2. 46,376,430 3. 40,376,430
4. 46,345,800 5. 0

問2 乙社の差引確定法人税額は（ 25 ）円である。

〔25の選択肢〕

1. 0 2. 6,421,595 3. 6,614,682
4. 8,330,600 5. 4,380,600

